

静岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第1号

静岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県個人情報保護条例施行規則（平成15年静岡県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<p style="text-align: center;">（要配慮個人情報）</p> <p><u>第1条</u> <u>静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第2条第4項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害</u></p> <p><u>イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害</u></p> <p><u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの</u></p> <p><u>(2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査</u></p>

(個人情報取扱事務登録簿の登録事項)

第1条 静岡県個人情報保護条例 (平成14年静岡県条例第58号。以下「条例」という。)第14条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

(同号において「健康診断等」という。)の結果

(3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報取扱事務登録簿の登録事項)

第1条の2 条例第14条第1項第9号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(4) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。